泉佐野市地域猫捕獲器貸出要綱

（趣 旨）

第１条　この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫（以下「地域猫」という。）を捕獲し、不妊手術及び耳カット（以下これらを「手術」という。）を行うために、市が所有する猫捕獲器（以下「捕獲器」という。）の貸出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象者）

第２条　捕獲器の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、満１８歳以上の者であること。

(2) 捕獲器の使用目的が、市内に生息する地域猫に手術を行うためであること。また病院へ手術の予約を確保していること。

(3) 捕獲器の設置に関して、土地所有者等との合意ができていること。ただし、自己の所有する土地等に捕獲器を設置する場合にあっては、この限りではない。

(4) 自己の責任で捕獲器の管理、餌の入替え、糞尿の処分等ができること。

（貸出手続）

第３条　捕獲器の貸出しを必要とする者（以下「使用者」という。）は、捕獲器貸出申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　使用者は、捕獲器貸出申請書に記載した申請者とし、他者に転貸借をしてはならないものとする。

３　市長は、申請書の提出を受ける際に、本人確認として使用者の顔及び現住所が確認できるものの写しの提出を求めるものとする 。

４　市長は、申請書の提出を受け、必要と認める場合は、設置状況を確認することができる。この場合において、使用者は、市からの協力の求めに応じるものとする。

５　市長は、貸し出した捕獲器を、捕獲器使用一覧に記録し、管理するものとする 。

（貸出期間）

第４条　捕獲器の貸出期間は、１回の申請につき申請日から起算して７日以内とする。

２　前項に規定にかかわらず、市長は、捕獲器の貸出しの状況に応じ、貸出期間を最大３日間まで延長することができる。この場合、貸出期間の延長は電話で受け付けて差し支えないものとする。

（貸出台数）

第５条　捕獲器の貸出台数は、１人当たり１台とする。ただし、貸出状況を考慮し必要に応じて、追加で貸出することができるものとする 。

（費用負担）

第６条　捕獲器の貸出しに要する費用は、無料とする。

２　捕獲器の使用に伴い発生する費用は、使用者の負担とする。

（捕獲器の管理等）

第７条　使用者は、捕獲器を適正な方法で使用又は管理しなければならない。

２　使用者は、捕獲器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、使用者の負担において修復し、又は同等以上の新品をもって弁償しなければならない。ただし、通常の使用状態において生じたと認められる軽微な損傷については、この限りではない。

３　捕獲器貸出中の事故については、使用者の責任において処理しなければならない。

４　使用者は、捕獲器を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 安全に配慮し設置すること。

(2) 事故のないように注意すること。

(3) 捕獲器をこの要綱の目的外に使用しないこと。
(4) 捕獲器の権利を譲渡若しくは転貸し、又は改造してはならない。
(5) 要綱に基づく地域猫以外の動物を捕獲した場合は、速やかに放さなければならない。
(6) その他市長が指示した事項

（返却）

第８条　使用者は、貸出期間満了日までに捕獲器を市に返却しなければならない。

２　使用者が地域猫の捕獲をしなくなったときは、速やかに捕獲器を市に返却しなければならない。

３　使用者は、捕獲器を返却するときは、捕獲器を洗浄及び消毒し、貸出時と同等の状態で返却しなければならない。

４　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第４条の規定にかかわらず、捕獲器の貸出しを中止し、返却させることができる。
(1) 虚偽その他の不正手段により捕獲器の貸出しを受けたとき。
(2) 第２条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
(3) 第７条の規定に違反したとき。
(4) その他市長が認めたとき。

（利用報告）

第９条　使用者は、前条の返却時に猫捕獲器利用報告書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（免責事項）

第１０条　市長は、捕獲器の貸出しに起因する全ての事故、紛争等について責任を負わないものとする。

（定めのない事項等の処理）

第１１条　この要綱に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、市長が別に定めることとする。

附則

この要綱は 、 令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

地域猫用捕獲器貸出申請書兼誓約書

令和　　年　　月　　日

泉佐野市長　様

住　　所　　泉佐野市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

泉佐野市内に生息する地域猫用捕獲器の貸出について、誓約事項の内容に同意し、地域猫用捕獲器貸出申請書兼誓約書を提出します。

設置場所	付近
不妊手術予約日	令和　　年　　月　　日
不妊手術予約病院名	

【誓約事項】　　（□に☑を記入し、同意を確認）

□ 捕獲器の使用目的が、市内に生息する地域猫に手術を行うためであること。

□ 捕獲器の設置に関しては、土地所有者等との合意ができていること。

□ 自己の責任で捕獲器の管理、餌の入替え、糞尿の処分等ができること。

□ 捕獲器の権利を譲渡若しくは転貸し、又は改造してはならない。

□ 捕獲器の使用に伴い発生する費用は、使用者の負担とする。

□ 捕獲器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、使用者の負担において修復し、又は同等以上の新品をもって弁償しなければならない。

□ 市長は、捕獲器の貸出しに起因する全ての事故、紛争等について責任を負わないものとする。

□ 使用者は、捕獲器を返却するときは、捕獲器を洗浄及び消毒し、貸出時と同等の状態で返却しなければならない。

□ 使用者は、前条の返却時に猫捕獲器利用報告書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

貸出番号	
貸出期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日
備　　考	

※貸出期間は７日間（土日の場合は翌営業日まで）

※運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・その他（　　）の写し受理

様式第２号（第９条関係）

捕獲器貸出報告書

令和　　年　　月　　日

貸出番号	
住所	
氏名	
設置場所	

檻設置写真

返却確認